

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 8 月 3 0 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総 務 部 長 小 嶋 美 之

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 調達件名及び数量 独立行政法人地域医療機能推進機構本部
事務棟・研修棟等に係る清掃業務委託一式
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による
- (4) 履 行 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日
- (5) 履 行 場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構 本部
- (6) 入 札 方 法

入札金額については、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含めた額とすること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約細則第 4 条の規程に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒1 0 8 - 8 5 8 3 東京都港区高輪 3 - 2 2 - 1 2
独立行政法人地域医療機能推進機構本部 総務部 総務課 会計係長 山邊武蔵
電 話：0 3 - 5 7 9 1 - 8 2 5 5（会計係直通）
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告日から令和元年 1 0 月 9 日（水）までに「機密保持に関する誓約書」（本公告

に添付)と引き換えに上記３の（１）の交付場所にて交付する。

(３) 入札書の受領期限

令和元年１０月１８日（金）午前１０時００分まで

ただし、郵送（書留郵便に限る）の場合は、令和元年１０月１７日（木）１７時００分まで必着

(４) 開札の日時及び場所

令和元年１０月１８日（金）午前１０時００分から

独立行政法人地域医療機能推進機構本部 研修棟３階会議室

４ その他

(１) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(２) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(３) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した役務が履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(４) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(５) 契約書作成の要否 要

(６) 落札者の決定方法

本公告に示した特定役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約事務取扱細則第３４条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(７) 詳細は入札説明書による。

５ Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning service for Headquarter office building and Training center building, 1 set

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 A.M. October 18, 2019

(3) Contact point for the notice : Takezo Yamanobe treasurer, General Affairs

Division, General Affairs Department, Japan Community Healthcare Organization

Headquarters, 3-22-12 Takanawa, Minato-ku, Tokyo, 108-8583 Japan,

TEL 03-5791-8255

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
総 務 部 長 小 嶋 美 之 殿

住 所（所在地）：
氏 名（法人名）： 印
（代表者名）：
電話番号：（ ） —
E-mail：

（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構本部 事務棟・研修棟等に係る清掃業務委託一式（以下「本件目的」という。）の検討を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1）開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2）開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3）守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4）当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5）貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

(1) 顧問弁護士、会計監査人

(2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

(3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

(4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上